

天橋立公園の松並木と利用を考える会
報 告 書 (案)

平成 1 8 年 3 月
京都府土木建築部
公園緑地課

目次

はじめに

1 . 天橋立公園の松並木と利用を考える会の概要	
(1) 検討会設置の目的	1
(2) 検討会委員	2
2 . 天橋立公園の及び周辺地域の概要	
(1) 地形	3
(2) 歴史	4
(3) 歴史文化的な資源	8
(4) 公園施設の整備状況	8
(5) 天橋立の利活用状況	9
3 . 取り組みの基本方針	
(1) 府民との情報と価値の共有共感を前提とした計画と実践 を担う協働管理体制の確立	10
(2) 「生態」、「歴史文化」及び心象風景を含む「景観」の総合 的な判断と管理	10
(3) 取り組みの定期的な検証	10
(4) 全国への情報・価値の発信	10
4 . 松並木のあるべき姿	
(1) 白砂青松と呼べる下草のない松林にする	11
(2) 橋立明神付近は広葉樹が優占する林とする	17
(3) 地上部と地下部のバランスの取れた松にする	18
(4) 名木の保全と併せて将来の名木も育てる	20
5 . 松並木の保全育成作業	
(1) 松林の保全に係る作業	22
(2) 松枯れ対策	23
(3) 天橋立公園に必要な3つの管理	24
6 . 保全育成作業を持続させていくためのしくみづくり	
(1) 3つの管理を進めていくための取り組み	26
(2) 取り組みの柱	26
参考資料	
絵画、写真から見るかつての天橋立の姿	30
天橋立文化関連記事略年表	40
天橋立の維持管理に関する年表	44
天橋立の利活用状況	47
命名松一覧	49

はじめに

特別名勝「天橋立」は、古くから日本を代表する景勝地として知られ、白砂青松の地として日本三景の一つに数えられている。天橋立により二分された宮津湾と阿蘇海、その周辺の山並みが織りなす自然美は、その地形の特異性から人々の共感を得るとともに愛され続けてきた。文人墨客により和歌や絵画で表現された情景は、地域を代表する文化、景観として育てられ、現在では、毎年、全国各地から多くの観光客が訪れ丹後地域の重要な観光資源となっている。

また、松林は、防風林、防砂林、防潮林として地元住民の生活を守りながら、そこで生育する松を中心とする樹木やその落葉は、人々の日常生活にかかせない燃料や肥料の供給源としての役割も果たしてきた。松林が今日まで保たれてきたのは、これら地元住民との密接な関係によるところが大きいと考えられる。

近年、天橋立は、松枯れ被害による松の枯損や高齢樹の衰弱、台風による倒木など松並木を取り巻く環境に変化が生じている。このような状況を踏まえ、昭和 60 年に「京都府天橋立公園の松並木保護管理対策」についての調査が行われた。その後、これに基づく保護管理策が実施され、当初の目的は達成されている。

さらに、平成 15 年には今後も松枯れ対策を継続するとともに、未永く天橋立の松林を健全に維持していくため、京都府立大学院農学研究科森林生態学研究室、京都府樹木医会、独立行政法人森林総合研究所関西支所の合同による松並木の立地調査、高等菌類の発生活長調査、景観調査がまとめられ、今後の保全策に向けての提言が行われるとともに、「天橋立公園松枯れ対策検討会」が設置され、松枯れ対策に関する検討が行われている。

今回の調査は、以上を踏まえ、この天橋立公園を未来に継承していくため、天橋立のあるべき姿と松並木の適正な育成方策、さらなる利活用方策などについての府民協働の取り組みに関して検討を進めたものである。

具体的には、天橋立公園のあるべき姿のほか、持続可能とするための松並木の維持管理方策、維持管理に向けた地元活動団体との協働のしくみなど、維持管理を中心とする松並木にかかる取り組みを整理したものである。

1. 天橋立公園の松並木と利用を考える会の概要

(1) 検討会設置の目的

天橋立公園において、主に天橋立の松並木のあるべき姿について、生態学、歴史文化、心象風景を含めた景観の観点から総合的に検討するとともに、松並木の保全・育成と公園の利活用における具体的な府民協働の取り組みについて、学識・有識者、地元団体等を中心に検討することを目的に「天橋立公園の松並木と利用を考える会」を設置し、4回に渡り検討を重ねた。

(2) 検討会委員

検討会の委員は以下の通りである。

真板 昭夫 (座長)	京都嵯峨芸術大学芸術学部観光デザイン学科教授	エコツーリズム
池田 武文	京都府立大学大学院農学研究科教授	松 育 成
深町 加津枝	京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科助教授	森 林
伊藤 武	京都樹木医会会長	松 治 療
森 輝吉	天橋立を守る会会長	地元活動団体
幾世 淳紀	天橋立名松リパース実行委員会実行委員長	地元活動団体
吉田 一夫	文殊自彊会会長	山林所有
前野 幸夫	ホームページ「丹後情報蔵」管理者	地域情報
松永 裕世	(財)京都ユースホステル協会契約ディレクター	利 用 者
大西 俊三	宮津市産業経済部長	行 政
吹田 直子	京都府立丹後郷土資料館	歴 史 文 化

このほか、京都府丹後広域振興局、港湾事務所、農林水産部森林保全課、教育庁指導部文化財保護課がオブザーバーとして参加した。

2 . 天橋立公園及び周辺地域の概要

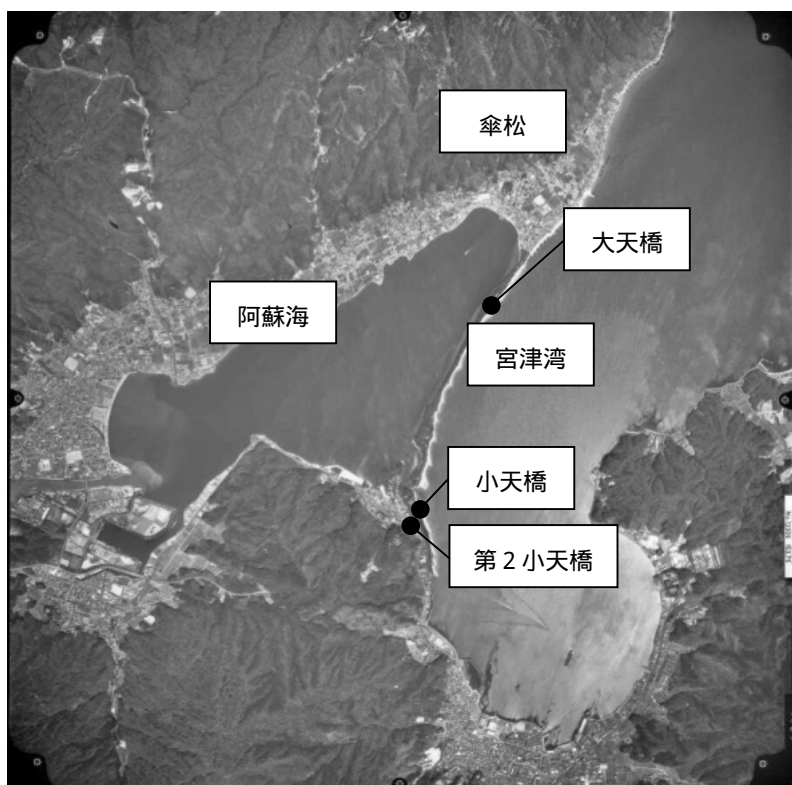
- (1) 地形
- (2) 歴史
- (3) 歴史文化的な資源
- (4) 公園施設の整備状況
- (5) 天橋立の利活用状況

(1) 地形

若狭湾の西端丹後半島の東南部に位置し、宮津湾と阿蘇海を二分しているのが天橋立である。天橋立は、延長 3.2km、幅 20～170mの砂州によって形成されており、これが宮津湾と阿蘇海を分断しており、文殊の切り戸と文殊水路によってわずかに両水面が通じている。天橋立公園は、砂嘴である大天橋、小天橋、第2小天橋とこの天橋立が展望できる傘松の4地区からなっている。

天橋立の成因は、世屋川をはじめとする丹後半島東岸の下線から流出した砂礫が、沿岸流で南下し、野田川の流入で生じる阿蘇海の東流が南下流の側面にあたり、江尻よりほぼ真直ぐに砂礫が海中に堆積し、約4千年前に天橋立が海面に現れたものと推定されている。

宮津湾を囲むように位置する山並みは、成相寺北側の鼓ヶ岳(つづみがだけ：標高569m)を最高として、おおよそ150m～300m級の丘陵によって構成されている。



天橋立の航空写真
1999年5月
(国土交通省公開)

	延長(m)	最大幅(m)	最小幅(m)	面積(ha)
大 天 橋	2,410	170	40	18.8
小 天 橋	830	105	20	4.9
第 2 小 天 橋	410	25	7	0.9
小 計	3,650			24.6
傘 松	120	60	15	0.5
計				25.1

(2) 天橋立の歴史

文化財としての天橋立の歴史

< 古代～中世 >

- ・713年の丹後国設置の時、府中地区あたりに国府が置かれ、丹後国の中心地であった。
- ・「丹後国風土記逸文」に、はじめて「天橋立」の地名が見られ、神の住み給う場としても「天橋立」は認識されていた。
- ・天橋立や与謝の海を歌枕に多くの和歌や連歌が詠まれている。古代より親しまれている風景は、霊境としてのイメージと自然の風景であることが歌の中から読み取れる。
- ・雪舟がこの地を訪れ、天橋立図が制作されるなど、当時の文人墨客により、当時の天橋立の景観が称賛されていたと考えられる。

< 近世以降 >

- ・天正8年(1580)細川氏が丹後に入封した年に智恩寺へ発給した文書において、智恩寺を「無双霊境」と位置づけ、由緒深い寺院であることから寺領を安堵されている。
- ・江戸時代中期、天橋立切断の危機に遭遇した際、智恩寺が藩庁へ提出した願書に、天橋立は「天下無双の絶境」との表現がされている。
- ・さらに、天橋立は「二神降下の神跡」であることから、切断することになれば、「天下の聞こえ不吉第一」との記述もみられる。



国宝 天橋立図(部分) 雪舟筆 16世紀初頭(室町時代) (提供:吹田委員)

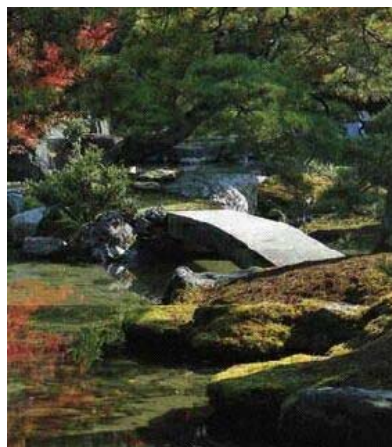
< 崇拜の地・観光地としての天橋立 >

- ・成相寺は8世紀初頭に開山され、眺望絶景の位置にある。阿蘇海に浮かぶ白砂青松の天橋立などを中心とした自然景観が巡礼者の旅の疲れを癒し、その自然美を語り伝えてきた。
- ・雪舟の「天橋立図」や「丹後与謝海天橋立之図」をみると、すでに中世末期（室町時代）に巡礼者の訪れた文珠や府中地区が開けていたことが分かる。
- ・林鶯峰が「日本国事跡考」に「日本三景の一」に加えたのも17世紀中期のことである。
- ・江戸末期頃から庶民の観光が始まり、明治期以降の鉄道や汽船等の発達等により、天橋立への観光が増加する。

< 都につくられた「天橋立」 >

（参考：日本三景図録集 伊藤太 天橋立と歴史都市～メディアから見た名所）

- ・966年、内裏台盤所の壺に天橋立をかたどった松が植えられ、村上天皇主催の歌合いが行われた。
- ・大中臣輔親おあなかとみすけちか（954～1038）は、六条南室町の自邸の中島を天橋立に見立てて造園し、「天橋立邸」として都の名所に数えられた。
- ・この流れは、1207年後鳥羽上皇の造営になる最勝四天王院の名所障子絵を経て、1434年に造られた足利義教の室町殿新会所の「橋立の間」にまで受け継がれる。
- ・また、八条宮智忠親王としただ（1619～62）が完成させた桂離宮庭園には天橋立が造形されている。
- ・歌集を繰ると、ほかにも扇絵、硯箱など天橋立は多様な造形によって平安貴族の身近に存在していたことがわかる。



桂離宮の天橋立（提供：新建築）

維持・管理の歴史

江戸時代まで天橋立の管理主体は、文珠の知恩寺であった。松林の維持管理についてどのようなことがされていたのかを示す記録はほとんど残されていないが、周辺住民による燃料として落ち葉拾いや風害、雪害の際の補植等が行われていたと推測される。

明治以降になると、国、京都府に管理主体が移り、府立公園の指定、台風被害への対応、松枯れ対策など行政による文化財保全としての積極的な施策や整備が進められた。

例えば塩害対策として、戦前には被害アカマツの跡地に塩害に強いクロマツを植えたり、盛土の実施が提案されており、戦後は飛砂防止による土地痩せ防止策としての雑木育成を行うと共に、養浜のための突堤整備や海岸護岸整備を行っている。現在は、サンドバイパス工法による養浜を続け、天橋立の海岸を維持している。

また、風雪害対策としては、樹木の保全のため枯損部位の除去と手当て、支柱設置、補植を実施している。生育環境の保全策としては、土壌改良（山土の敷均し、施肥、エアレーション、酸素管設置など）を行っている。

このほか、休憩所や便所、シャワーの設置など観光地の公園としての整備も進められている。

天橋立の沿革

明治 6 年	太政官布達第 1 6 号により「地盤国有公園」に指定
大正 1 1 年 3 月	「名勝」に指定（内務省告示第 4 9 号）
大正 1 2 年 1 月	郡制廃止に伴い京都府に移管
昭和 2 7 年 1 1 月	文化財保護法に基づき「特別名勝」に指定
昭和 3 0 年 3 月	都市公園として都市計画決定
昭和 3 0 年 6 月	若狭湾国定公園に指定
昭和 3 4 年 4 月	海岸保全区域指定
昭和 3 9 年 1 0 月	都市公園として供用開始
昭和 4 6 年 3 月	港湾隣接地域指定
昭和 5 8 年 5 月	「日本の名松 1 0 0 選」に選定
昭和 6 0 年 7 月	「名水 1 0 0 選」に選定（磯清水）
昭和 6 2 年 1 月	「日本の白砂青松 1 0 0 選」に選定
昭和 6 2 年 8 月	「日本の道 1 0 0 選」に選定
平成 8 年 7 月	「日本の渚 1 0 0 選」に選定

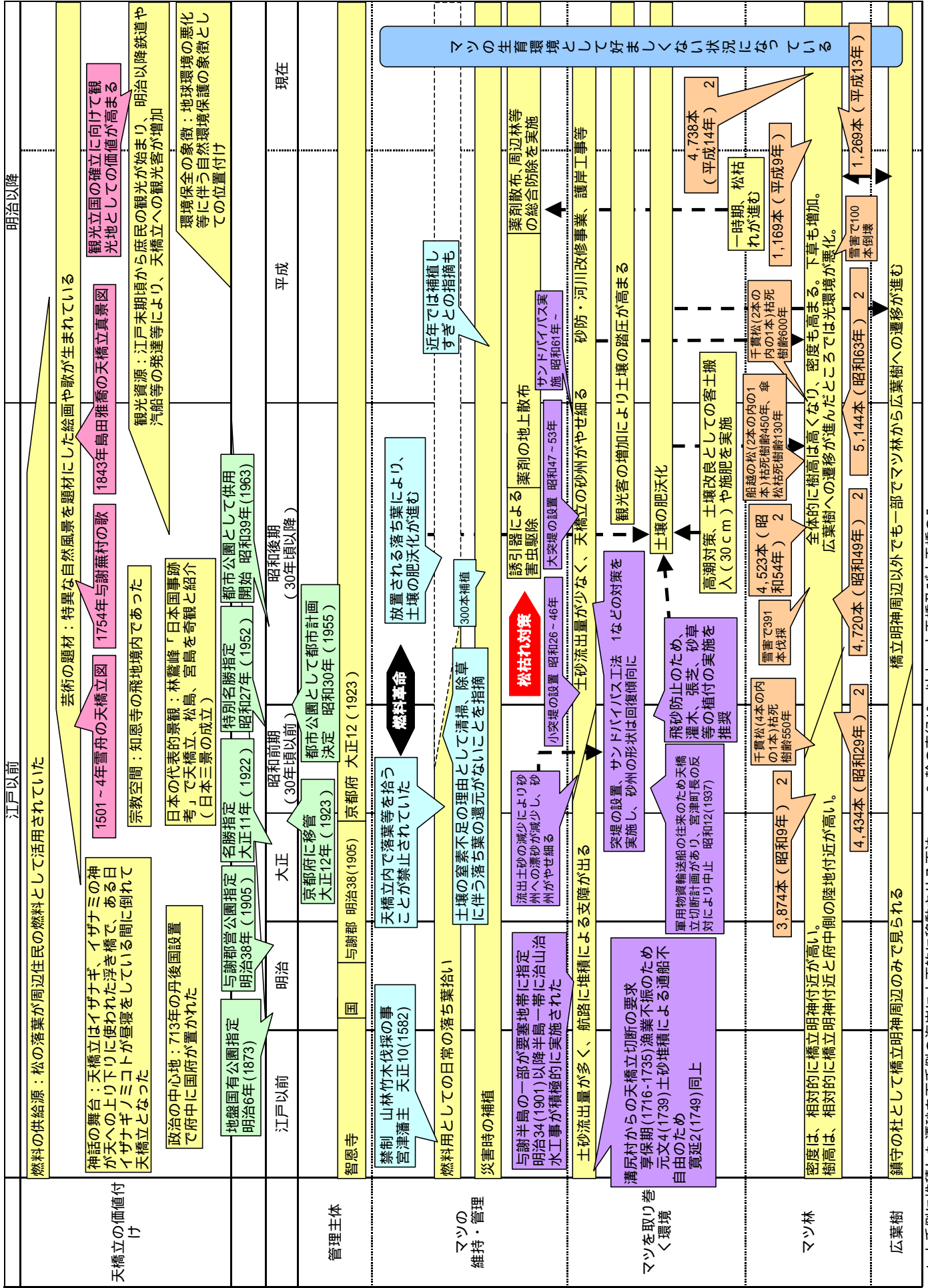
天橋立の歴史のまとめ

天橋立の松並木と人との関わり（管理主体、松の維持・管理、松を取り巻く環境、松林、広葉樹）及び価値付けという側面から時系列に整理したものが次ページの図である。

特異な自然美による普遍的な文化財としての価値は維持しつつ、宗教や政治、観光など様々な要素が加わり、独自の価値が築き上げられてきた。近年では、観光立国日本を目指す中、観光資源としての価値及び日本の豊かな自然環境の象徴としての価値も高まりつつある。

しかし、ライフスタイルの変化等により松並木と周辺住民との関わりは薄れつつある一方、環境の変化により土壌の肥沃化や樹木密度の高まり、松枯れの広がりなど、天橋立の価値の源である松林を取り巻く新たな問題が発生している。

天橋立公園と人との関わり及び価値付けの歴史



1 上手側に堆積した漂砂を下手側の海岸に人工的に移動させる工法 2 幹の直径10cm以上、大天橋及び小天橋のみ

(3) 歴史文化的な資源

「天橋立」は大天橋、小天橋、第二小天橋からなる延長 3.6km の砂州であり、約 5,000 本(幹径 10 cm以上)の松が続き、白砂に縁取られた天恵の景観を有している。

天橋立内には砂利道の一般府道「天の橋立線」が通っている。このほか、「天橋立神社」「磯清水」等の歴史的遺構や「与謝蕪村」等の歌、俳句の句碑が点在しており、歴史と文化の香る場所として多くの人に親しまれている。

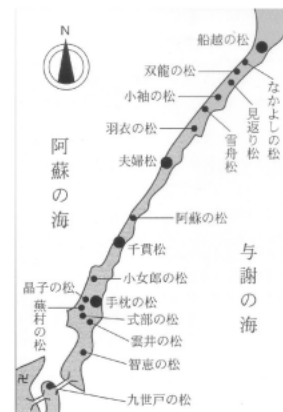
天橋立内にあるいくつかの松は、かつてより、「千貫松」や「夫婦松」等のように、名称が付けられていた。平成 6 年には「天橋立の松に愛称を付ける実行委員会」により、特徴ある 12 本の松の愛称が募集され、それぞれの名称が決められた。



・天橋立神社（橋立大明神）



・磯清水（日本名水百選のひとつ）



天橋立内の様々な松は名称がつけられ、より親しみの感じられるものとなっている。



・岩見重太郎仇討ちの場



・与謝蕪村の句碑



・一声塚、松尾芭蕉の句碑

(4) 公園施設の整備状況

天橋立公園では、木立の合間から見える海や点在する歴史的資源たどりながら松並木の中をゆっくり散策することができるほか、夏には海水浴場としても多くの人々に利用されている。このような利用者のための施設として、周辺景観に配慮して建てられた公衆トイレや四阿、案内サイン、水飲み場やシャワー施設等が整備されている。また、公園管理施設も建てられている。



(5) 天橋立の利活用状況

天橋立では、その特性や知名度を生かした様々な行事が年間を通じて実施されている。

長さ 3.2 km の砂州を生かしたマラソンや駅伝、マーチのコースとしての利用が多く、地域住民だけでなく、広域誘客のイベントとしても行われている。このほか、誘客イベントとして天橋立を約 200 本のかがり火で浮き上がらせる「天橋立 炎の架け橋」や、地元住民の参加による天橋立の維持管理を目的とした清掃活動などが行なわれている。



天橋立炎の架け橋の様子（提供：京都府）



清掃活動の様子（提供：宮津市）



ツデーマーチの様子（提供：宮津市）

3. 取り組みの基本方針

古代から現在まで連綿と受け継がれてきた天橋立の松並木とその周辺の景観は、人の営みと自然の関わりの積み重ねによって維持されてきたものであり、それは、地域住民共有の財産であるとともに、国民の財産であるといっても過言ではない。

我々には、先人が築きあげてきたこれらのかけがえのない財産の価値を再認識するとともに、後世に継承していく責務がある、と言える。

これらを踏まえ、以下の基本方針に基づき、松並木のあるべき姿及びそれを実現するための取り組みを検討していくこととする。

(1) 府民との情報と価値の共有共感を前提とした計画と実践を担う協働管理体制の確立

天橋立は、時代ごとの生活文化や価値観に基づく人の関わりの中で長い年月の間残されてきた。そこには、天橋立の周辺に住む人々の親しみの上に強い関わりが存在していた。そのことから、地域住民とともに、その価値を共有・共感し、未来に継承するための方策を検討していくものとする。

(2) 「生態」、「歴史文化」及び心象風景を含む「景観」の総合的な判断と管理

天橋立は、長大な砂州の上に松並木が生育する特異な環境の上に成り立ち、その独特な景観が古来から詩に詠まれ絵画に描かれ、多くの人々の心象風景に描かれてきた。そのことから、生態、歴史文化及び心象風景を含む景観の観点から総合的に判断し管理を行うものとする。

(3) 取り組みの定期的な検証

天橋立は、その時代ごとの生活様式及び周辺環境の変化並びに科学技術の進歩により、適切な管理が施されてきた。しかし、必ずしもすべてが正に働くものではないことから、その適切な取り組みの検証のもとに管理を行うものとする。

(4) 全国への情報・価値の発信

天橋立は、日本を代表する風景地であり、その価値は広く国民が共有するべきものであるため、広く全国にその価値を広めるとともに、さまざまな活動をしている人たちのネットワークを構築していくこととする。